

## 市町村児童家庭相談業務調査結果（暫定版）

（平成17年6月1日時点）

※ 数値については、今後変動することがある

○ 各人口規模区分に該当する市区町村数、人口は、以下のとおり。

## 人口規模区分

人口30万人以上の市区数	69
(人口 30,789,759人)	
人口10万人以上30万人未満の市区数	185
(人口 29,919,488人)	
人口10万人未満の市区数	495
(人口 25,995,425人)	
町数	1,304
(人口 17,923,679人)	
村数	332
(人口 1,649,266人)	
政令指定都市	14
(人口 21,881,957人)	
合計	2,399 市区町村
(総人口 128,159,574人)	
(1市区町村あたり平均人口 53,422人)	

● 主たる相談窓口(一部複数回答)

○ 市区町村数

	人口規模区分						合計
	30万人以上	10万人以上 30万人未満	10万人未満	町	村	指定都市	
①市町村児童福祉主管課	38	114	242	626	107	1	1,128
②市町村母子保健主管課	2	2	5	92	20	0	121
③市町村児童福祉・母子保健主管課 (統合課)	0	3	20	536	183	1	743
④福祉事務所(家庭児童相談室)	16	51	206	0	1	8	282
⑤福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	0	3	11	0	0	0	14
⑥市町村保健センター(類似施設を含む)	1	1	4	61	21	1	89
⑦教育委員会	2	3	13	43	11	0	72
⑧その他	16	26	17	32	9	4	104
市区町村数	69	185	495	1,304	332	14	

○ 割合

	人口規模区分						平均
	30万人以上	10万人以上 30万人未満	10万人未満	町	村	指定都市	
①市町村児童福祉主管課	55.1%	61.6%	48.9%	48.0%	32.2%	7.1%	47.0%
②市町村母子保健主管課	2.9%	1.1%	1.0%	7.1%	6.0%	0.0%	5.0%
③市町村児童福祉・母子保健主管課 (統合課)	0.0%	1.6%	4.0%	41.1%	55.1%	7.1%	31.0%
④福祉事務所(家庭児童相談室)	23.2%	27.6%	41.6%	0.0%	0.3%	57.1%	11.8%
⑤福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	0.0%	1.6%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
⑥市町村保健センター(類似施設を含む)	1.4%	0.5%	0.8%	4.7%	6.3%	7.1%	3.7%
⑦教育委員会	2.9%	1.6%	2.6%	3.3%	3.3%	0.0%	3.0%
⑧その他	23.2%	14.1%	3.4%	2.5%	2.7%	28.6%	4.3%
合計	108.7%	109.7%	104.6%	106.6%	106.0%	107.1%	106.4%

主たる相談窓口

